

民事実務

第1 設問1

1 小問1

請負契約に基づく報酬支払請求権及び履行遅滞に基づく損害賠償請求権

2 小問2

被告は、原告に対し、300万円及び令和4年5月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え

3 小問3

ア 令和4年2月8日、XはYから本件工事を1000万円で請け負った。

イ 令和4年5月28日、Xは本件工事を完成させ、本件建物をYに引き渡した。

ウ 令和4年5月28日は経過した。

4 小問4

(1) 請負契約に基づく報酬支払請求権について

① 請負契約の締結及び②仕事の完成をいう必要がある。

アが①に、イが②に当たる。

なお、引渡しと報酬支払いは、同時履行（民法633条）のため、引渡しまでいう必要はないが、下記事情により記載した。

(2) 履行遅滞に基づく損害賠償請求権について

① 主債務の発生原因事実、②同412条3項及び③575条2項の要件の充足をいう必要がある。

アが①に、ウが②に、イが③に当たる。

なお、同575条2項の「利息」は損害賠償のことをいうと考えられる。

第2 設問2

1 小問1

(1) iについて

ア 令和4年5月28日、Yは本件工事の引渡しの際、本件工事の外壁に亀裂があるのを発見したため、Xに外壁の修補を求めた。

(2) iiについて

外壁の亀裂は、リフォーム工事である本件工事の契約内容不適合（同562条1項）に当たり、YはXに修補請求ができる（同項）。また、代金減額請求もできる（563条1項）。かかる代金減額分について、XがYに免除をしたと主張するため。

2 小問2

反訴（民事訴訟法146条1項）を提起し、YはXに対し、30万円の損害賠償請求をする。

同項の「本訴の目的である請求・・・と関連する請求」とは、訴訟物との共通性をい

うと考えられるところ、Yの上記請求とXの請負代金債権は、同一の請負契約に起因するため、共通性があるといえる。

第3 設問3

1 本件契約の契約書は作成されていない。

また、本件工事の報酬額を1000万円とする本件見積書①が存在するが、当事者間の合意を示すものではない。

したがって、XとYが本件契約を締結した事実を直接証明する証拠は存在しない。

2 (1) Xは、Yに対し、本件工事は1000万円を下回る金額では難しいと話し、1000万円とする本件見積書①を作成してYに交付した。

そして、Yが本件工事を1000万円で発注したため、Xは1000万円で請け負ったものである。

(2) これに対し、Yは、①は運転資金として300万円を上乗せして金融機関から融資を受けたかったので、銀行提出用にXに作成してもらったとしているが、事実ではない。また、Yは外壁工事はサービスであるとXが言ったとしているが、そうではない。Yが賃貸人に本件工事を承諾してもらうため、大掛かりなりフォームと見えないようにするため、外壁工事を除いて見積りを作成してほしいと言ったために②を作成したものである。よって、②が契約の根拠になったということはない。

3 以上からすると、XとYは報酬金額を1000万円とする本件工事を締結したといえる。

第4 設問4

1 Qは、Yの代理人として、本件確定判決による強制執行の不許を求めることができる。

2 (1) 民事執行法35条2項は、異議の事由を口頭弁論終結「後」に生じたものに限るとする。そして、YのXに対する損害賠償請求権は、口頭弁論終結前に生じているから、不許を求められないとも思える。

(2) もっともYがかかる損害賠償債権を相殺の抗弁として主張することは、相殺が自己の債権を犠牲に供する点で実質的敗訴であり、前訴でYが主張する義務までではない。よって、異議の訴え(同35条1項)により、Yがかかる相殺の主張ができる。

以上